

岩手県監査委員告示第3号

監査結果の公表（平成30年岩手県監査委員告示第40号）により公表した監査の結果に対する措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により岩手県知事から通知があったので、同項の規定により、次のとおり公表する。

令和元年5月10日

岩手県監査委員 小野 共
岩手県監査委員 千葉 伝
岩手県監査委員 寺沢 剛
岩手県監査委員 沼田 由子

1(1) 監査対象機関名 政策地域部地域振興室

(2) 監査実施日

ア 予備監査実施日 平成30年7月18日

イ 本監査実施日 平成30年8月29日

(3) 監査結果の公表の日 平成30年10月2日

(4) 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
赴任旅費の支給に当たり、支給すべき金額より多く支給しているものが1件、39,200円あったので、適正な事務の執行に努められたい。	支給すべき金額より多く支給していた1件、39,200円については、平成30年8月14日に返納した。 今後は、複数の職員によるチェック体制を整える等により、再発防止に努めることとした。

2(1) 監査対象機関名 商工労働観光部ものづくり自動車産業振興室

(2) 監査実施日

ア 予備監査実施日 平成30年6月22日

イ 本監査実施日 平成30年8月8日

(3) 監査結果の公表の日 平成30年10月2日

(4) 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
旅費の支給に当たり、旅行完了後相当期間経過してから支給しているものが1件、59,817円あったので、適正な事務の執行に努められたい。	庶務担当者から室内全職員に対し毎週月曜日に旅費に関するメールを自動送信し、注意喚起を行うこととした。